第97回

定時株主総会招集ご通知

2019

株式会社 千葉興業銀行

証券コード：8337

The Chiba Kogyo Bank, Ltd.

開催日時

2019年６月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所

当行本店７階会議室
千葉市美浜区幸町二丁目１番２号
（裏表紙の株主総会会場のご案内をご覧ください。）

目 次

第97回定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告…… 5
計算書類…… 24
連結計算書類…… 27
監査報告書…… 30
株主総会参考書類…… 33
第１号議案 剰余金の配当の件…… 33
第２号議案 取締役８名選任の件…… 34
第３号議案 監査役２名選任の件…… 40
第４号議案 補欠監査役１名選任の件…… 42
第５号議案 新株予約権の総数の変更の件… 42

(証券コード　8337)
2019年６月４日

株 主 各 位

千葉市美浜区幸町二丁目１番２号
株式会社 千 葉 興 業 銀 行
取締役頭取　梅　田　仁　司

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当行第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2019年６月25日（火曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

【書面による議決権の行使の場合】

**　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。**

【インターネットによる議決権の行使の場合】

**　当行指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。**

**　インターネットによる議決権行使に際しましては、３～４頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。**

**　なお、書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。**

敬　具

記

1. 日　　時　2019年６月26日（水曜日）　午前10時
2. 場　　所　千葉市美浜区幸町二丁目１番２号　当行本店７階会議室
3. 目的事項

報 告 事 項
1. 第97期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）　事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
2. 第97期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）　連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　新株予約権の総数の変更の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「個別注記表」および「連結注記表」につきましては、法令及び定款第27条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.chibakogyo-bank.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしておりますので、添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「当行の新株予約権等に関する事項」、「個別注記表」および「連結注記表」も含まれております。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.chibakogyo-bank.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として委任する場合に限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
◎議決権の不統一行使をされる株主様は、株主総会の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当行にご通知ください。
◎当日は節電対応のため、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承いただきたくお願い申しあげます。また、株主様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使について

株主総会ご出席による議決権行使

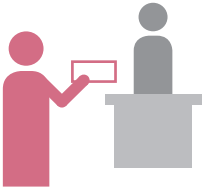

当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただくとともに、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

開催日時	2019年６月26日（水曜日）午前10時

郵送による議決権行使

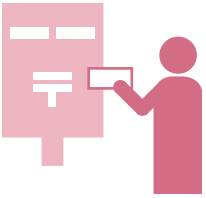

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限まで到着するようご返送ください。

行使期限	2019年６月25日（火曜日）午後５時到着分まで

インターネットによる議決権行使

当行指定の**議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）**にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限	2019年６月25日（火曜日）午後５時まで

詳細は次頁をご覧ください

重複行使の取扱い

- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1 **議決権行使ウェブサイトにアクセス**（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）
「インターネットによる議決権行使について」下クリックしてお読みのうえ「次へすすむ」ボタンを押す

2 **「議決権行使コード」および「パスワード」にてログイン**

3 **以降、画面の案内に従って賛否をご入力願います。**

※インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

▶ **議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先** **0120-768-524**（平日９：00～21：00）

▶ **上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先** **0120-288-324**（平日９：00～17：00）

■議決権行使プラットフォームについて
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記１のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

添付書類

第97期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告

1．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

イ．主要な事業内容

当行は、主として千葉県内の本支店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務のほか、日本銀行代理店等の代理業務、貸金庫業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務などの付帯業務を行い、幅広い金融商品・サービスの提供をとおして地域に密着した営業活動を展開しております。

ロ．金融経済環境

当期のわが国経済は、年度後半において輸出などの一部に弱さがみられたものの、年間を通して雇用環境の改善が続くなど、景気は緩やかな回復基調を維持しました。一方、米中貿易摩擦や英国のＥＵ離脱など、海外情勢を中心に不確実性が増しており、先行きの不透明感は増しております。

当行が営業基盤とする千葉県経済におきましても、一部に弱さがみられるものの、倒産件数が低水準を維持し、雇用環境の改善傾向が続くなど、景気は緩やかに回復しております。

ハ．事業の経過及び成果

このような金融経済環境のもと、当行は2016年４月より、３ヵ年にわたる中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト 2019 」をスタートさせ、経営課題に対応する具体的な戦略施策を積極的に展開してまいりました。

法人・個人事業主のお客さまにつきましては、お客さまが抱える経営課題の把握・分析にもとづき、外部専門機関との連携も行いながら、事業承継支援や営業斡旋・ビジネスマッチングの推進、遊休不動産の活用、海外進出支援や海外販路拡大に向けたサポート等、本業である事業資金の融資に加え、積極的なコンサルティング機能の発揮に努めてまいりました。

事業承継分野では、県内オーナー企業の事業承継に関する経営課題について状況把握を進め、各営業店と本部内の専門チームが連携し、課題解決のための対策提案を行っております。また、計４会場でセミナーを開催し、今後事業承継を検討されるお客さまへの情報提供にも積極的に取り組みました。さらに、対応する行員の育成にも力を入れ、事業承継対策の一つであるＭ＆Ａに関して「Ｍ＆Ａシニアエキスパート」資格を有する行員数を64名に増加させるなど、専門知識の習得、お客さまサポートの充実に向けた体制強化にも努めております。この結果、Ｍ＆Ａに対する取り組みが顕著な地方銀行を株式会社日本Ｍ＆Ａセンター（東証一部上場）が表彰する制度において、当行は2015年度から４年連続で表彰を受けております。

アグリ・フードビジネス分野では、「農業経営アドバイザー」資格を保有する担当者が、公的助成を活用した新商品開発や販路開拓、異分野からの農業参入や農業法人の設立支援など農商工連携による６次産

業化支援への取り組みを行いました。また、東京ビッグサイトで開催された「地方銀行フードセレクション」にも参加し、アグリ・フードビジネスに関する商談会の機会創出を積極的に行いました。

医療・介護・福祉分野では、診療報酬・調剤報酬債権の流動化サービスなどの資金調達手段の拡充にも努め、お客さまの利便性向上を図っております。

また、地域貢献・活性化において、匝瑳市の生涯活躍のまち「ＣＣＲＣ」構想のプロジェクトに事務局として参加し、医療・介護を通じたまちづくりにも積極的に取り組んでおります。

個人のお客さまにつきましては、さまざまなライフプラン・資金運用ニーズにお応えできるよう、定期預金、投資信託、保険等の商品ラインアップ充実に努めてまいりました。2019年３月にはマネーツリー株式会社と、同社が提供する個人資産管理サービス「一生通帳by Moneytree」について連携を開始し、これによりお客さまに当行の口座のほか、他の銀行や証券会社の口座、クレジットカード、電子マネー、ポイントカードなどの残高や取引履歴を一元的に管理するサービスを提供することができるようになりました。その他、キャッシュレス推進の取り組みとして、みずほ銀行が提供する「J-Coin Pay」サービスへ当行の預金口座からチャージできる機能の提供を開始しました。引き続きお客さまの多様なニーズにお応えするため、商品・サービスの拡充に取り組んでまいります。

個人ローンの分野では、ガンと診断された場合にローン残高が０円になるガン保障特約付商品の充実に努めております。住宅ローンでは、＜ガン先進医療保障特約＞や＜上皮内ガン・皮膚ガン保障特約＞を標準セットとした「ガン保障付住宅ローン」や、８大疾病に対応した大きな安心保障付の住宅ローン「ハートフルプレミア」をご用意しており、大変ご好評をいただいております。

また、ご夫婦でお借り入れされる連帯債務型住宅ローン「パートネイド」は、ご夫婦ともにガン保障特約がセットされており、どちらかがガンと診断された場合においても住宅ローン返済の心配がなく治療に専念できる画期的な商品となっております。

このほか、マイカー・教育・リフォーム・フリー資金・カードローンに対応した消費者ローンにおいても「ガン保障付の団体信用生命保険」をセットとすることができるようになっており、お客さまのライフイベントに沿った商品・サービスの拡充に努めております。

店舗関係につきましては、2018年４月に「米本支店」を「新八千代支店」内に移転、同年５月には「村上支店」を「勝田台支店」内に移転いたしました。また同年12月の「花見川支店」における導入を皮切りに、2019年1月には「高根支店」「大原支店」「勝浦支店」及び「西葛西支店」においても昼休業を導入いたしました。引き続き、効率的な店舗運営や、店舗ネットワークの見直し、設備の改善に努めてまいります。

地域貢献活動につきましては、千葉県が実施する子育て応援事業へ協賛し、対象商品の取扱件数に応じて一定金額を「千葉県安心こども基金」へ寄付する取り組みを続けております。また、小学生を対象に、「お金」について学ぶ「サマーキッズスクール」を毎年開催するなど、金融経済教育の普及や、県内各種スポーツ大会・文化活動への協賛、「小さな親切」運動の推進、「コスモス交通安全協力会」を通じた県内新中学生への自転車事故防止反射板の贈呈、環境保全活動として海岸保安林の再生をめざす植林活動など、さまざまな形で地域貢献活動に取り組んでおります。

このほか、高齢者・障がい者に優しい店頭受け入れ態勢を充実させるために、店舗のバリアフリー化の推進、車椅子の設置や、聴き取りやすくするための「卓上型対話支援システムCOMUOON（コミューン）」を全店舗へ設置するなど、さまざまな取り組みを行っております。

・預金等

当期末の預金残高は、個人預金の増加等により、2018年３月末比613億円増加し、２兆5,107億円となりました。投資信託や年金保険等の預かり資産残高は、長期投資による資産形成のご提案や、相続対策ニーズへのご対応などから取り扱いが堅調に推移した結果、2018年３月末比190億円増加し、3,213億円となっております。

・貸出金

当期末の貸出金残高は、当行が持つコンサルティング機能を発揮し、地域のお客さまの資金ニーズに積極的にお応えしてまいりました結果、2018年３月末比315億円増加し、２兆878億円となりました。このうち中小企業向け貸出残高は、新規のお取引先獲得に努めたほか、お取引先との接点拡大に重点を置いた渉外活動の展開により、2018年３月末比80億円増加の１兆199億円となっております。

また、住宅ローンの残高は、住宅販売会社との連携強化等により、2018年３月末比280億円増加の7,968億円となっております。

・有価証券

当期末の有価証券残高は、国内の低金利環境が続く中、その他の証券を積み増ししたことにより、2018年３月末比92億円増加の5,062億円となりました。

・損益状況

損益状況につきましては、有価証券利息配当金の増加等により「資金運用収益」が改善、「資金調達費用」も減少し資金利益が増加しました。一方、投資信託の取扱いが伸び悩んだこと等により「役務取引等利益」は減少しました。不良債権処理費用を「その他経常費用」に計上したことから、経常利益は2018年３月末比６億59百万円減少の77億64百万円、当期純利益は2018年３月末比10億74百万円減少の51億48百万円となりました。

・剰余金の配当

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。

・普通株式の配当

当期の普通株式の配当につきましては、１株当たり３円の配当をいたしたいと存じます。

・優先株式の配当

当期の優先株式の配当につきましては、所定の配当をいたしたいと存じます。

ニ．対処すべき課題

当行が営業基盤とする千葉県は、引き続き人口流入が続いており、2018年度の人口は626万人を超えております。また、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う経済効果が見込まれ、高速道路等のインフラ整備が着実に進むなど現時点において成長を拡大できるポテンシャルを有しております。しかしながら、人口に占める高齢者の割合が上昇するなど中長期的には人口減少トレンドへの転換・少子高齢化への進展が見込まれております。また、低金利環境が当面継続することに加え、県内中小企業の経営課題や個人のお客様のニーズがますます多様化・高度化していくことを背景に、金融技術の進展等他業態を含めた金融競合の拡大が予想されます。

このような環境の中、当行は、中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト 2019 」を着実に履行し、「コンサルティング・バンクの確立」の実現に向けた、お客さまを第一に考える“コンサルティング考動の実践”を展開してまいりましたが、最終年度となる2018年度の当期純利益は、厳格な査定に基づく貸出金償却を実施したことなどから前期比減少となり、中期経営計画の目標に対し未達となりました。

今後も収益計画の達成と自己資本のさらなる充実が経営課題であるとの認識の下、当行は本年度から始まった中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト2022　～より近く。より深く。ともに未来へ。～ 」において、高収益コンサルティング・バンクへの進化を掲げ、以下の点を重点課題として取り組んでまいります。

１点目は、効率化の推進です。デジタル分野では完全ペーパーレスの実現、非デジタル分野ではBPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング※１）による営業店事務の削減、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション※２）推進による本部事務の削減等、徹底した事務の効率化により、営業体力の捻出を図ってまいります。

２点目は、人材・組織基盤強化です。従業員のエンゲージメント・ES（エンプロイー・サティスファクション※３）の向上と同時に、自律成長を促すOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング※４）により従業員一人一人のコンサルティングスキルの向上につなげ、また、行内を中心とした育成から異業種交流による人材育成へと幅を広げることで、多様化・高度化するお客さまのニーズにお応えする人材・組織基盤強化に努めてまいります。

3点目は、営業基盤の強化です。効率化の推進による営業体力の捻出と人材・組織基盤強化によるコンサルティングスキルの向上によってコンサルティング営業態勢を磐石なものとし、メイン戦略となる「コンサルティング考動の高度化」により、お取引先と共に未来を創る営業へ変革し、重層的な取引関係構築に努めてまいります。

当行は「高収益コンサルティング・バンクへの進化」を実現し、株主・お取引先・地域の皆さまからのご期待に一層お応えできるよう、役職員一丸となって取り組んでまいります。

※１…BPRとは、ビジネスのプロセスを抜本的に再設計しなおすこと。
※２…RPAとは、これまで人が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化すること。
※３…ESとは、従業員満足度のこと。
※４…OJTとは、職場での実務経験を通してスキル向上を図る教育訓練のこと。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預金	23,479	24,009	24,493	25,107
定期性預金	10,707	10,396	10,114	9,813
その他	12,772	13,612	14,378	15,293
貸出金	19,143	19,916	20,562	20,878
個人向け	6,641	7,091	7,602	7,947
中小企業向け	9,406	9,800	10,118	10,199
その他	3,095	3,024	2,841	2,731
商品有価証券	1	0	0	1
有価証券	5,125	5,158	4,969	5,062
国債	898	701	449	325
その他	4,226	4,456	4,520	4,736
総資産	25,929	26,753	27,188	27,934
内国為替取扱高	93,653	91,182	91,365	91,972
外国為替取扱高	百万ドル 1,363	百万ドル 1,504	百万ドル 1,400	百万ドル 1,293
経常利益	百万円 11,744	百万円 8,389	百万円 8,424	百万円 7,764
当期純利益	百万円 7,714	百万円 6,152	百万円 6,223	百万円 5,148
1株当たり当期純利益	円 銭 98 80	円 銭 63 61	円 銭 69 97	円 銭 52 80

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、以下の算式により算定しております。

$$1株当たり当期純利益 = \frac{損益計算書上の当期純利益 - 優先配当額}{普通株式の期中平均発行済株式数 - 普通株式の期中平均自己株式数}$$

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,356人	1,347人
平均年齢	37年10月	37年7月
平均勤続年数	14年4月	14年3月
平均給与月額	407千円	402千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数は、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
千葉市	16店（うち出張所―）	16店（うち出張所―）
その他県内	56店（うち出張所―）	56店（うち出張所―）
東京都	2店（うち出張所―）	2店（うち出張所―）
合計	74店（うち出張所―）	74店（うち出張所―）

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を114か所（前年度末114か所）、両替出張所を2か所（前年度末2か所）それぞれ設置しております。

ロ 当年度新設営業所

当年度新設営業所はございません。

(注) 1. 当年度において、店舗外現金自動設備を
ジョイフル本田千葉店出張所（千葉市稲毛区）
米本出張所（八千代市）
村上出張所（八千代市）
の以上3か所を新設いたしました。
2. 当年度において、店舗外現金自動設備を
京成千葉中央駅ビル出張所（千葉市中央区）
八幡南出張所（市川市）
M2プラザ前出張所（四街道市）
の以上3か所を廃止いたしました。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当ございません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	671

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
事務機械の新設入替	193

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

当行は親会社はございません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
ちば興銀ビジネスサービス株式会社	千葉市美浜区幸町２丁目２番２号	千葉興業銀行に係る事務受託業務	1986年1月21日	百万円 10	% 100.00	―
千葉総合リース株式会社	千葉市中央区富士見１丁目１番17号	総合リース業務	1982年12月１日	90	5.00	―
ちば興銀カードサービス株式会社	千葉市中央区本千葉町４番５号	信用保証業務・クレジットカード・金銭貸付業務	1979年4月23日	100	100.00	―
ちば興銀コンピュータソフト株式会社	千葉市美浜区幸町２丁目２番２号	コンピュータシステムの開発・販売・保守管理・計算受託業務	1991年7月１日	30	5.00	―

(注)　1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 当行、株式会社千葉銀行、株式会社京葉銀行、６信用金庫、千葉県内19農業協同組合、農林中央金庫千葉支店、中央労働金庫、千葉県内３信用組合の提携により、Ｃ－ＮＥＴシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるＣ－ＮＥＴ代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出しのサービスを行っております。
8. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
9. 株式会社ローソン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
10. 株式会社池田泉州銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社四国銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重　要　な　兼　職	そ の 他
青　柳　俊　一	取締役頭取(代表取締役)・ＣＥＯ 秘　書　室、　監　査　部	—	—
松　丸　隆　一	取締役副頭取（代表取締役)・ＣＯＯ 副　頭　取　執　行　役　員 経　営　企　画　部、　人　事　部	—	—
立　野　嘉　明	専務取締役・専務執行役員 審　　査　　部	—	—
梅　田　仁　司	常務取締役・常務執行役員 営業本部（支店推進部、法人戦略部、 個人戦略部、ローン戦略部)	—	—
戸　谷　久　子	取　締　役　(社　外　取　締　役)	—	—
山　田　英　司	取　締　役　(社　外　取　締　役)	日本電子計算株式会社 代表取締役社長	—
松　井　一　登	常　　勤　　監　　査　　役	—	—
星　野　智　史	常　　勤　　監　　査　　役	—	—
五日市　喬　弘	監　査　役　(社　外　監　査　役)	—	—
安　藤　正　紀	監　査　役　(社　外　監　査　役)	—	—

（注）1. 取締役戸谷久子氏、山田英司氏、監査役五日市喬弘氏および安藤正紀氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２にいう独立役員であります。
2. 監査役稲葉保実氏は、2018年６月27日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	支　給　人　数	報　　酬　　等
取　締　役	６名	93
監　査　役	４名	36
計	10名	130

（注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役につきましては年額144百万円以内、監査役につきましては年額60百万円以内であります。また、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額は、上記とは別枠にて年額30百万円以内であります。
3. 取締役に対する報酬等には、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の８百万円を含んでおります。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
戸　谷　久　子	会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
山　田　英　司	
五日市　喬　弘	
安　藤　正　紀	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
戸　谷　久　子	—
山　田　英　司	日本電子計算株式会社 代表取締役社長
五日市　喬　弘	—
安　藤　正　紀	—

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
戸　谷　久　子	3年9か月	当事業年度に開催した19回の取締役会のうち、19回に出席しております。(出席率100%)	各取締役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。
山　田　英　司	1年9か月	当事業年度に開催した19回の取締役会のうち、19回に出席しております。(出席率100%)	各取締役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。
五日市　喬　弘	3年9か月	当事業年度に開催した19回の取締役会のうち、19回に出席しております。(出席率100%) また、当事業年度に開催した16回の監査役会のうち、16回に出席しております。(出席率100 %)	各取締役会及び監査役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。
安　藤　正　紀	1年9か月	当事業年度に開催した19回の取締役会のうち、19回に出席しております。(出席率100%) また、当事業年度に開催した16回の監査役会のうち、16回に出席しております。(出席率100 %)	各取締役会及び監査役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	20	−

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株　式　数

発行可能株式総数

普通株式	296,000千株	第二種優先株式	5,000千株
第四種優先株式	7,500千株		
第1回第五種優先株式	700千株	第2回第五種優先株式	700千株
第3回第五種優先株式	700千株	第4回第五種優先株式	700千株
第5回第五種優先株式	700千株	第6回第五種優先株式	700千株
第7回第五種優先株式	700千株	第8回第五種優先株式	700千株
第9回第五種優先株式	700千株	第10回第五種優先株式	700千株
第1回第六種優先株式	700千株	第2回第六種優先株式	700千株
第3回第六種優先株式	700千株	第4回第六種優先株式	700千株
第5回第六種優先株式	700千株	第6回第六種優先株式	700千株
第7回第六種優先株式	700千株	第8回第六種優先株式	700千株
第9回第六種優先株式	700千株	第10回第六種優先株式	700千株
第1回第七種優先株式	700千株	第2回第七種優先株式	700千株
第3回第七種優先株式	700千株	第4回第七種優先株式	700千株
第5回第七種優先株式	700千株		

（注）第1回ないし第10回第五種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株、第1回ないし第10回第六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株、第1回ないし第5回第七種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株をそれぞれ超えないものとしております。

発行済株式の総数

普通株式	62,222千株	第二種優先株式	5,000千株
第1回第六種優先株式	600千株	第1回第七種優先株式	653千株

（注）株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	11,299名	第二種優先株式	1名
第1回第六種優先株式	22名	第1回第七種優先株式	176名

(3) 大　株　主

イ　普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社みずほ銀行	9,583千株	15.40%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,897	4.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,643	4.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,289	2.07
坂本飼料株式会社	1,249	2.00
明治安田生命保険相互会社	1,158	1.86
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,104	1.77
千葉興業銀行行員持株会	1,067	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,054	1.69
GOVERNMENT OF NORWAY	1,013	1.62

（注）1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式（14,931株）を控除して、算出しております。

ロ　第二種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社みずほ銀行	5,000千株	100.00%

（注）1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

ハ　第１回第六種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
興銀リース株式会社	100千株	16.66%
東京建物株式会社	100	16.66
芙蓉総合リース株式会社	100	16.66
安田不動産株式会社	100	16.66
株式会社クレックス	30	5.00
株式会社サトー商会	25	4.16
東武鉄道株式会社	20	3.33
株式会社オリエンタルランド	15	2.50
成田山新勝寺	15	2.50
公益財団法人日産財団	15	2.50

(注)　1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
　　2. 持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

ニ　第１回第七種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
大成建設株式会社	40千株	6.12%
沖電気工業株式会社	20	3.06
株式会社クレックス	20	3.06
住友不動産株式会社	20	3.06
東京建物株式会社	20	3.06
明治安田生命保険相互会社	20	3.06
株式会社ヤクルト本社	18	2.75
芙蓉総合リース株式会社	16	2.45
サッポロホールディングス株式会社	12	1.83
イオン株式会社	10	1.53
株式会社カクタ	10	1.53
キッコーマン株式会社	10	1.53
坂本飼料株式会社	10	1.53
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	10	1.53
成田山新勝寺	10	1.53
平山恒産株式会社	10	1.53
フクダ電子株式会社	10	1.53
安田不動産株式会社	10	1.53

(注)　1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
　　2. 持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤井義博 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長谷川敬	60	－

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は66百万円であります。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記「当該事業年度に係る報酬等」の金額はこれらの合計額を記載しています。
4. 当行監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、報酬見積もりの妥当性などを検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(2) 責任限定契約

会計監査人と当行との間の責任限定契約はございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は特に定めておりません。

7. 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、当行グループにおける業務の適正を確保するため、以下の11項目の体制整備を図っております。

なお、当行は、2019年４月26日開催の取締役会において、下記業務の適正を確保する体制について一部改訂する旨を決議いたしました。改訂後の内容は以下の通りです。

1. 当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、全行横断的なコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努めております。

② コンプライアンスの基本方針、コンプライアンスの基本方針細則、コンプライアンス統括部署を定めコンプライアンスの推進を行っております。

③ 部署毎にコンプライアンス管理者を設置し、コンプライアンスの遵守状況のチェックを実施しております。

④ コンプライアンス活動の指針となるコンプライアンスマニュアルを整備するとともに、コンプライアンスプログラムを定め、コンプライアンス活動を具体的に実施しております。

⑤ 取締役会は、コンプライアンスに関する事項等の業務執行状況について定期的に報告を受けることにより、取締役等の業務執行を適切に監督しております。

⑥ 反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環と位置付け、統括部署をリスク統括部と定めるとともに、千葉興業銀行行動憲章、コンプライアンスマニュアル等の規程を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底しております。

⑦ 業務部門から独立した内部監査部門を監査部と定め、財務報告の信頼性を含む内部管理態勢の適切性及び有効性を検証しております。

⑧ 法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設置しております。

2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報セキュリティポリシー等の情報管理関連規程類に従い、取締役の職務執行に関する情報を適切に保存・管理を行う体制を構築しております。

② 取締役会議事録・資料、稟議書・報告書については重要情報として管理しております。

③ 株主や顧客に当行をご理解いただくため、当行の経営内容・方針等をより分かり易くお知らせすることを基本として、広報憲章を制定して広報・IR活動の充実を図っております。

3. 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 業務に内在する主要リスクに係る管理方針及び管理規程を定めております。

② 方針・規程に沿って適切にリスクを管理するため、リスク毎にリスク管理部署を設置するほか、統括部署及び組織横断的なリスク管理委員会を設置しております。

③ リスク管理部門は収益部門から分離させ、相互牽制機能が発揮できる体制を構築しております。

④ 当行の直面するあらゆる緊急事態によって、人命、当行の財産や社会的信用が失われるおそれがある場合に、通常業務を超えて事前·事後の緊急対策を実施しております。

4. 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 執行役員制度の導入と併せ、経営会議及び各種委員会を設置し効率的な職務執行を確保できる体制を構築しております。

② 取締役会は、経営計画を策定し、当行の業務に関する重要な事項を決定し、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。

③ 取締役会は職務分掌や職務権限を定め、効率的な運営を図るとともに相互に牽制する体制を構築しております。

5. 当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当行の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

当行は、連結子会社については管理規程を定め、経営、コンプライアンス、各種リスクについて当行と同様の適正な業務運営を確保できる体制を構築するとともに、連結子会社に対し重要な事項又は必要と認めた事項について協議・報告を求めることができます。

(2) 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行は、連結子会社に対するリスク管理に当たっては、連結子会社がリスク管理体制を整備するための支援・指導を行うとともに、連結子会社に所在する各種リスクを法令等に抵触しない範囲で統合的に管理しております。

(3) 当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当行は、連結子会社について職務分掌や職務権限を定める等、効率的な業務運営を確保できる体制を構築するとともに、各管理所管部署より、必要に応じて指導・支援を行っております。

(4) 当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当行は、連結子会社が適切なコンプライアンス体制を構築するよう、一元的に把握管理するため、連結子会社より、コンプライアンスの遵守状況等について定期的及び必要に応じて都度、報告、事前協議を受けるものとし、また、連結子会社からの報告等に基づいて適切な対応を行っております。

② 法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、連結子会社は、各社が内部通報制度を設置しております。

(5) その他の当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当行は株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社であることから、同社がグループ統一の基準で定めた「子会社等経営管理規程」を遵守し、同社の子会社である株式会社みずほ銀行に重要事項の事前通知・報告を行い、同行から経営管理を受けております。

② 当行は、リスク管理、コンプライアンス、内部監査について、株式会社みずほフィナンシャルグループが定めた基本方針に基づき株式会社みずほ銀行が定めた基本方針に則り、同行から管理を受けております。

6. 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内規において監査役室を設置し、分掌業務を規定しております。

7. 前号の使用人の当行の取締役からの独立性及び当行の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めております。

② 監査役室に属する使用人の人事異動・評価及び監査役室の組織変更については、常勤監査役の同意事項としております。

8. 当行の監査役への報告に関する体制

(1) 当行の取締役等及び使用人が当行の監査役に報告するための体制

① 取締役会等諸会議への監査役の出席、取締役宛稟議の監査役への回覧、監査結果を含む活動状況報告の他 、「監査役報告規程」を制定し、重要な事項について監査役へすみやかに報告される体制を構築しております。

② その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、担当役員がすみやかに監査役へ報告を行っております。

③ なお、上記に拘わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。

(2) 当行の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

① 当行は、連結子会社管理の統括部署として経営企画部関連事業室を設置し、連結子会社の管理状況を監査役に定期的又は随時報告しております。

② 連結子会社は、各社が内部通報制度を設置するとともに、通報内容については経営企画部関連事業室を経由して、当行の監査役に報告しております。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、コンプライアンスの基本方針において、内部通報制度の利用に際しては、通報者のプライバシーを尊重することを定めるとともに、人事その他あらゆる面で不利な取扱いをすることを禁止しております。

10. 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役会において監査役の職務遂行上必要であると決議された費用等について、あらかじめ予算に計上するとともに、追加の費用等の発生に際しては、すみやかにこれを負担しております。

11. その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 内部監査部門による報告・連携など監査役監査の実効性確保に資する措置を講じております。
② 代表取締役は監査役と定期的に意見交換会を開催しております。
③ 監査役が経営会議等の重要会議に出席し意見を述べることが可能な運営としております。

業務の有効性・効率性、財務諸表の信頼性、法令遵守といった内部統制の適切性及び有効性を検証するため、監査部による営業店・本部・連結子会社の監査、監査役監査、外部監査等により監査機能の充実・強化を図っております。

また、各体制に基づく、本事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

1. 当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

○ 反社会的勢力対応を含むコンプライアンス対応について、事業年度中の対応結果・実績を取締役会に報告しました。また、コンプライアンス委員会を事業年度において６回開催し、コンプライアンスについて組織横断的な議論を実施しました。
○ 内部監査については、監査結果及び内部監査の有効性に係る分析・評価結果を取締役会に報告しました。
○ 内部通報制度に係る運用状況を、半期毎に取締役会に報告しました。

2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

○ 取締役会及び経営会議等の議事録について、適切に保管・管理を行いました。
○ 広報活動については、年２回のディスクロージャー誌の発行に加えて、機関投資家向け決算説明会を行いました。また、当行の活動について広くご理解いただくため、適宜プレスリリースを実施しました。

3. 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

○　リスク管理委員会を、事業年度において12回開催し、リスク管理における重要事項を組織横断的に共有・議論しました。

○　危機管理委員会を事業年度において２回開催し、危機管理における重点施策及び平常時における事前施策を策定しました。

4. 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

○　中期経営計画の進捗状況について、四半期毎にフォローを行いました。

○　取締役会の権限の一部を経営会議及び各執行役員に委譲のうえ運営し、効率的な業務執行を図りました。

5. 当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ内において、各社の経営計画ならびにコンプライアンス及びリスク管理に係る実績・取組結果について共有しました。

6. 当行の監査役の監査を支える体制

監査役は、取締役会等の諸会議に出席し、また当行及びグループ各社の代表取締役と定期的に面談を実施することにより、当行グループ全体の経営状況及び業務執行状況の把握を図りました。

また、監査役は、当行の内部監査部門及びグループ各社の監査役より、監査結果を含む活動状況報告等について報告を受けることにより、グループ各社における業務執行の適法性及び有効性を確認しました。

第97期末 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
現金預け金	**148,095**	**預金**	**2,510,712**
現金	26,463	当座預金	76,941
預け金	121,632	普通預金	1,408,585
買入金銭債権	**97**	貯蓄預金	26,093
商品有価証券	**102**	通知預金	4,341
商品地方債	102	定期預金	981,340
有価証券	**506,220**	定期積金	4
国債	32,533	その他の預金	13,405
地方債	86,748	**譲渡性預金**	**72,500**
社債	143,763	**コールマネー**	**4,440**
株式	34,918	**債券貸借取引受入担保金**	**11,026**
その他の証券	208,256	**借用金**	**3,996**
貸出金	**2,087,836**	借入金	3,996
割引手形	10,660	**外国為替**	**65**
手形貸付	55,990	売渡外国為替	65
証書貸付	1,867,994	**その他負債**	**7,008**
当座貸越	153,191	未払法人税等	475
外国為替	**2,981**	未払費用	1,572
外国他店預け	1,804	前受収益	737
買入外国為替	224	給付補填備金	0
取立外国為替	951	金融派生商品	284
その他資産	**18,880**	金融商品等受入担保金	77
前払費用	15	リース債務	639
未収収益	2,123	その他の負債	3,223
先物取引差入証拠金	9	**退職給付引当金**	**5,062**
金融派生商品	589	**睡眠預金払戻損失引当金**	**740**
その他の資産	16,142	**支払承諾**	**11,439**
有形固定資産	**20,801**	**負債の部合計**	**2,626,991**
建物	6,875	**(純資産の部)**	
土地	12,144	**資本金**	**62,120**
リース資産	631	**資本剰余金**	**17,798**
その他の有形固定資産	1,150	資本準備金	6,971
無形固定資産	**2,317**	その他資本剰余金	10,826
ソフトウェア	1,923	**利益剰余金**	**72,189**
リース資産	7	利益準備金	5,740
その他の無形固定資産	386	その他利益剰余金	66,448
繰延税金資産	**1,915**	繰越利益剰余金	66,448
支払承諾見返	**11,439**	**自己株式**	**△15**
貸倒引当金	**△7,282**	**株主資本合計**	**152,092**
		その他有価証券評価差額金	**14,250**
		評価・換算差額等合計	**14,250**
		新株予約権	**69**
		純資産の部合計	**166,413**
資産の部合計	**2,793,404**	**負債及び純資産の部合計**	**2,793,404**

第97期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**42,399**
資金運用収益	**28,389**	
貸出金利息	22,037	
有価証券利息配当金	5,976	
コールローン利息	7	
預け金利息	113	
その他の受入利息	255	
役務取引等収益	**9,093**	
受入為替手数料	1,708	
その他の役務収益	7,384	
その他業務収益	**1,414**	
外国為替売買益	427	
国債等債券売却益	602	
金融派生商品収益	384	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**3,501**	
貸倒引当金戻入益	1,629	
償却債権取立益	268	
株式等売却益	1,279	
その他の経常収益	324	
経常費用		**34,634**
資金調達費用	**906**	
預金利息	377	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息	46	
債券貸借取引支払利息	369	
借用金利息	107	
その他の支払利息	△0	
役務取引等費用	**4,543**	
支払為替手数料	349	
その他の役務費用	4,193	
その他業務費用	**1,584**	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	646	
国債等債券償還損	937	
営業経費	**25,558**	
その他経常費用	**2,041**	
貸出金償却	1,396	
株式等売却損	276	
株式等償却	0	
その他の経常費用	368	
経常利益		**7,764**
特別損失		**117**
固定資産処分損	60	
減損損失	56	
税引前当期純利益		**7,647**
法人税、住民税及び事業税	**1,069**	
法人税等調整額	**1,429**	
法人税等合計		**2,498**
当期純利益		**5,148**

第97期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）株主資本等変動計算書（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	**62,120**	**6,971**	**2,431**	**9,403**	**5,328**	**63,771**	**69,100**	**△39**	**140,583**
当期変動額									
新株の発行	16,325	16,325		16,325					32,650
資本金から剰余金への振替	△16,325		16,325	16,325					—
準備金から剰余金への振替		△16,325	16,325	—					—
剰余金の配当					411	△2,471	△2,059		△2,059
当期純利益						5,148	5,148		5,148
自己株式の取得								△24,242	△24,242
自己株式の処分			△12	△12				24	12
自己株式の消却			△24,242	△24,242				24,242	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	**—**	**—**	**8,395**	**8,395**	**411**	**2,677**	**3,089**	**24**	**11,508**
当期末残高	**62,120**	**6,971**	**10,826**	**17,798**	**5,740**	**66,448**	**72,189**	**△15**	**152,092**

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	**9,960**	**9,960**	**59**	**150,603**
当期変動額				
新株の発行				32,650
資本金から剰余金への振替				—
準備金から剰余金への振替				—
剰余金の配当				△2,059
当期純利益				5,148
自己株式の取得				△24,242
自己株式の処分				12
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,290	4,290	9	4,300
当期変動額合計	**4,290**	**4,290**	**9**	**15,809**
当期末残高	**14,250**	**14,250**	**69**	**166,413**

第97期末 (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表 (単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	148,100	預金	2,499,075
買入金銭債権	97	譲渡性預金	72,500
商品有価証券	102	コールマネー及び売渡手形	4,440
有価証券	506,188	債券貸借取引受入担保金	11,026
貸出金	2,084,516	借用金	18,589
外国為替	2,981	外国為替	65
その他資産	44,090	その他負債	15,848
有形固定資産	20,906	退職給付に係る負債	7,941
建物	6,897	役員退職慰労引当金	62
土地	12,144	睡眠預金払戻損失引当金	740
リース資産	60	繰延税金負債	81
その他の有形固定資産	1,803	支払承諾	11,439
無形固定資産	2,575	負債の部合計	2,641,811
ソフトウエア	2,075	(純資産の部)	
リース資産	111	資本金	62,120
その他の無形固定資産	388	資本剰余金	17,798
繰延税金資産	2,860	利益剰余金	76,942
支払承諾見返	11,439	自己株式	△15
貸倒引当金	△9,463	株主資本合計	156,845
		その他有価証券評価差額金	14,277
		退職給付に係る調整累計額	△1,891
		その他の包括利益累計額合計	12,386
		新株予約権	69
		非支配株主持分	3,281
		純資産の部合計	172,583
資産の部合計	2,814,394	負債及び純資産の部合計	2,814,394

第97期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**50,831**
資金運用収益	**27,883**	
貸出金利息	22,061	
有価証券利息配当金	5,444	
コールローン利息及び買入手形利息	7	
預け金利息	113	
その他の受入利息	255	
役務取引等収益	**10,070**	
その他業務収益	**1,414**	
その他経常収益	**11,463**	
貸倒引当金戻入益	1,346	
償却債権取立益	269	
その他の経常収益	9,846	
経常費用		**42,496**
資金調達費用	**1,006**	
預金利息	376	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息及び売渡手形利息	46	
債券貸借取引支払利息	369	
借用金利息	200	
その他の支払利息	6	
役務取引等費用	**3,746**	
その他業務費用	**1,584**	
営業経費	**25,627**	
その他経常費用	**10,531**	
その他の経常費用	10,531	
経常利益		**8,335**
特別損失		**117**
固定資産処分損	60	
減損損失	56	
税金等調整前当期純利益		**8,217**
法人税、住民税及び事業税	**1,436**	
法人税等調整額	**1,419**	
法人税等合計		**2,855**
当期純利益		**5,361**
非支配株主に帰属する当期純利益		**178**
親会社株主に帰属する当期純利益		**5,183**

第97期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**62,120**	**9,402**	**73,818**	**△39**	**145,301**
当期変動額					
新株の発行	16,325	16,325			32,650
資本金から剰余金への振替	△16,325	16,325			—
剰余金の配当			△2,059		△2,059
親会社株主に帰属する当期純利益			5,183		5,183
自己株式の取得				△24,242	△24,242
自己株式の処分		△12		24	12
自己株式の消却		△24,242		24,242	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	**—**	**8,395**	**3,124**	**24**	**11,543**
当期末残高	**62,120**	**17,798**	**76,942**	**△15**	**156,845**

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	**9,996**	**△1,974**	**8,022**	**59**	**3,237**	**156,621**
当期変動額						
新株の発行						32,650
資本金から剰余金への振替						—
剰余金の配当						△2,059
親会社株主に帰属する当期純利益						5,183
自己株式の取得						△24,242
自己株式の処分						12
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,281	83	4,364	9	44	4,418
当期変動額合計	**4,281**	**83**	**4,364**	**9**	**44**	**15,962**
当期末残高	**14,277**	**△1,891**	**12,386**	**69**	**3,281**	**172,583**

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月10日

株式会社　千葉興業銀行
　取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　井　義　博　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長　谷　川　敬　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社千葉興業銀行の2018年４月１日から2019年３月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月10日

株式会社　千葉興業銀行
　取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　井　義　博　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長　谷　川　敬　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社千葉興業銀行の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月13日

株式会社千葉興業銀行　監査役会

常勤監査役　松　井　一　登　㊞

常勤監査役　星　野　智　史　㊞

社外監査役　五日市　喬　弘　㊞

社外監査役　安　藤　正　紀　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式

１株につき金３円　　総額　186,621,342円

当行第二種優先株式

１株につき金104 円　　総額　520,000,000円

当行第１回第六種優先株式

１株につき金550 円　　総額　330,000,000円

当行第１回第七種優先株式

１株につき金34.53 円　総額　22,548,090円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年６月27日

第２号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役６名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため２名を増員し、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏　　名		現在の当行における地位
1	あお　やぎ　しゅん　いち 青　柳　俊　一	再 任	取締役会長（代表取締役）
2	うめ　だ　ひと　し 梅　田　仁　司	再 任	取締役頭取（代表取締役）
3	まつ　まる　りゅう　いち 松　丸　隆　一	再 任	取締役副頭取（代表取締役）
4	たて　の　よし　あき 立　野　嘉　明	再 任	専務取締役・専務執行役員
5	いけ　だ　しげ　き 池　田　成　樹	新 任	常務執行役員
6	と　や　ひさ　こ 戸　谷　久　子	再 任　社 外	取締役（社外取締役）
7	やま　だ　えい　じ 山　田　英　司	再 任　社 外	取締役（社外取締役）
8	すぎ　うら　てつ　ろう 杉　浦　哲　郎	新 任　社 外	

<table>
<tr><th>候補者の番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当行の株式の種類及び数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>青柳 俊一
(あおやぎ しゅんいち)
(1955年7月12日生)
再任</td><td>1980年４月　当行入行
1996年８月　当行国際部調査役兼ニューヨーク駐在員事務所長
2003年７月　当行参事経営企画部担当部長
2004年５月　当行参事経営企画部長
2004年６月　当行執行役員経営企画部長
2007年５月　当行常務執行役員
2007年６月　当行常務取締役常務執行役員
2009年６月　当行取締役頭取ＣＥＯ
2019年４月　当行取締役会長
現在に至る</td><td rowspan="2">普通株式
3,200株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《取締役候補者とした理由》
1980年より当行の一員として、国際業務、経営企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。2009年６月より当行取締役頭取を務めた後、2019年４月に当行取締役会長に就任するなど、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>梅田 仁司
(うめだ ひとし)
(1962年12月24日生)
再任</td><td>1986年４月　当行入行
2004年１月　当行市場金融部部長代理
2006年４月　当行薬円台支店長
2010年10月　当行経営企画部部長代理
2012年７月　当行参事経営企画部担当部長
2014年４月　当行参事経営企画部長
2014年６月　当行執行役員経営企画部長
2016年４月　当行執行役員本店営業部長
2016年５月　当行常務執行役員本店営業部長
2017年４月　当行常務執行役員
2018年６月　当行常務取締役常務執行役員
2019年４月　当行取締役頭取ＣＥＯ
現在に至る</td><td rowspan="2">普通株式
2,700株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《取締役候補者とした理由》
1986年より当行の一員として、経営企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。当行常務取締役営業本部長を経て、2019年４月に当行取締役頭取に就任するなど、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者の番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当行の株式の種類及び数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>松丸 隆一
(まつ まる りゅう いち)
(1959年8月1日生)
再任</td><td>1983年 4月　株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行
1989年10月　株式会社スイス富士銀行（現・スイスみずほ銀行）出向
1994年11月　富士証券株式会社（現・みずほ証券株式会社）出向
2002年 4月　みずほ証券株式会社資本市場第４部部長
2008年 2月　株式会社みずほ銀行船橋支店長
2010年 8月　みずほインベスターズ証券株式会社（現・みずほ証券株式会社）執行役員
2014年 6月　確定拠出年金サービス株式会社代表取締役社長
2017年 5月　当行常務執行役員
2017年 6月　当行取締役副頭取ＣＯＯ
現在に至る
〔現担当〕
経営企画部、リスク統括部、人事部</td><td rowspan="2">普通株式
1,100株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《取締役候補者とした理由》
1983年に株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行以来、国際業務、証券業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2017年より当行の一員となり、当行取締役副頭取として、経営経験も豊富な人物であります。
経営企画部、人事部の担当役員を務める等、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>立野 嘉明
(たて の よし あき)
(1957年8月8日生)
再任</td><td>1981年 4月　当行入行
2004年 5月　当行審査部部長代理
2007年 7月　当行参事審査部担当部長
2009年 6月　当行執行役員審査部長
2012年 4月　当行執行役員本店営業部長
2013年 4月　当行執行役員
2013年 5月　当行常務執行役員
2016年 6月　当行常務取締役常務執行役員
2018年 6月　当行専務取締役専務執行役員
現在に至る
〔現担当〕
審査部、総務部、お客さまサービス部、市場業務部</td><td rowspan="2">普通株式
3,010株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《取締役候補者とした理由》
1981年より当行の一員として、審査、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
審査部、総務部の担当役員を務める等、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者の番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当行の株式の種類及び数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>池田 成樹
(いけだ しげき)
(1961年6月10日生)
新任</td><td>1984年４月　当行入行
2006年５月　当行館山支店長
2008年４月　当行支店業務部第二エリア営業部長
2009年４月　当行五井支店長
2010年７月　当行参事五井支店長
2012年４月　当行参事松戸支店長
2014年４月　当行参事支店業務部長
2014年６月　当行執行役員支店業務部長
2015年４月　当行執行役員千葉支店長
2017年４月　当行執行役員
2017年５月　当行常務執行役員
現在に至る
〔現担当〕
営業本部（営業企画部、営業支援部、営業推進部）</td><td rowspan="2">普通株式
3,220株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《取締役候補者とした理由》
1984年より当行の一員として、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。営業本部（営業企画部、営業支援部、営業推進部）の担当役員を務める等、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>戸谷 久子
(とや ひさこ)
(1952年８月１日生)
再任　社外</td><td>1975年４月　千葉県入庁
2000年４月　同県健康福祉部児童家庭課主幹・少子化対策室長
2002年４月　同県総合企画部女性サポートセンター所長
2004年４月　同県総合企画部男女共同参画課長兼総務部副参事
2007年４月　同県商工労働部次長兼総務部参事
2008年４月　同県健康福祉部次長
2009年４月　同県健康福祉部長
2011年４月　同県環境生活部長
2013年３月　同県退職
2013年４月　千葉県国民健康保険団体連合会常務理事
2015年６月　当行社外取締役
現在に至る</td><td rowspan="2">普通株式
800株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《社外取締役候補者とした理由》
千葉県での長年にわたる地方行政の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由に基づき、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者の番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当行の株式の種類及び数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>山田（やまだ） 英司（えいじ）
（1955年７月18日生）
再任 社外</td><td>1978年４月 日本電信電話公社（現・日本電信電話株式会社）入社
2001年６月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ金融システム事業本部金融ビジネス企画本部長
2002年４月 同社ビジネス開発事業本部決済ビジネス事業部長
2004年５月 同社決済ソリューション事業本部副事業本部長
2005年６月 同社執行役員
2011年６月 同社取締役常務執行役員
2012年６月 同社代表取締役副社長執行役員
2015年６月 同社顧問
日本電子計算株式会社代表取締役社長（現任）
2017年６月 当行社外取締役
現在に至る
〔重要な兼職の状況〕
日本電子計算株式会社代表取締役社長</td><td>普通株式
300株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《社外取締役候補者とした理由》
日本電子計算株式会社代表取締役社長であり、システム開発等（地銀共同センター関連等）の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
上記理由に基づき、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。</td></tr>
</table>

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
8	杉浦哲郎（すぎうらてつろう） （1954年７月30日生） 新任　社外	1977年４月　株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行 2002年４月　株式会社みずほ銀行関連事業部付出向 株式会社富士総合研究所（現・みずほ総合研究所株式会社）理事チーフエコノミスト 2003年４月　株式会社みずほフィナンシャルグループグループ戦略第一部付出向 みずほ総合研究所株式会社 チーフエコノミスト 2004年４月　同社経営企画部付出向 みずほ総合研究所株式会社 チーフエコノミスト 2005年４月　同社執行役員経営企画部付 みずほ総合研究所株式会社 常務執行役員チーフエコノミスト 2007年４月　みずほ総合研究所株式会社専務執行役員 2011年７月　同社副理事長 2014年４月　一般社団法人日本経済調査協議会専務理事（現任） 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 一般社団法人日本経済調査協議会専務理事	０株
	《社外取締役候補者とした理由》 1977年に株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行以来、経営企画業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、みずほ総合研究所株式会社副理事長を務める等、経営経験も豊富な人物であります。 その経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、社外取締役として選任をお願いするものであります。 上記理由に基づき、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。		

（注）1. 候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 戸谷久子氏、山田英司氏および杉浦哲郎氏は社外取締役候補者です。当行は戸谷久子氏および山田英司氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として、同取引所に届出を行っており、本議案において両氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、本議案において杉浦哲郎氏の選任が承認可決された場合、当行は同氏を、独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
3. 山田英司氏は、過去５年間において、当行の特定関係事業者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者でありました。

4. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、候補者戸谷久子氏および山田英司氏との間で、当行定款の規定に基づき、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任について、賠償責任の限度額を法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結しております。本議案において両氏の選任が承認可決された場合、引き続き同内容の責任限定契約を継続する予定であります。また、本議案において杉浦哲郎氏の選任が承認可決された場合、当行は同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役松井一登氏は辞任され、監査役五日市喬弘氏は任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりでありますが、このうち加藤重人氏は、任期満了前に監査役を辞任される松井一登氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当行定款の定めにより、辞任される監査役の任期の満了する時までとなります。

候補者の番号	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
1	加藤（かとう）　重人（しげと） （1959年６月24日生） 新 任	1982年 ４月　株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行 2002年10月　株式会社みずほコーポレート銀行（現・株式会社みずほ銀行） 金融・公共法人企画部付参事役 当行出向 2005年 ２月　株式会社みずほ銀行 ローン・職域業務部次長 2006年 ３月　同行ローン業務部室長 2009年 ２月　当行出向リスク統括部参事役 2009年 ４月　当行出向参事リスク統括部長 2009年 ６月　当行執行役員リスク統括部長 2010年 ５月　当行常務執行役員リスク統括部長 2013年 ４月　当行常務執行役員 2019年 ４月　当行執行役員 現在に至る	普通株式 1,800株
	《監査役候補者とした理由》 1982年に株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行以来、ローン業務等に携わり、また当行の一員となってからも総合事務部の担当役員を務めるなど、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 当行における実務等を通じて監査に関する十分な知識と経験を有しており、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査役候補者としました。		

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
2	坂本 淳一（さかもと じゅんいち） （1956年5月25日生） 新任　社外	1981年４月　安田火災海上保険株式会社（現・損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 2006年４月　株式会社損害保険ジャパン（現・損害保険ジャパン日本興亜株式会社）マーケット開発室長 2008年４月　同社北北海道支店長 2010年４月　同社神戸支店長 2012年４月　同社執行役員茨城支店長 2013年４月　同社執行役員関東副本部長兼茨城支店長兼茨城南支店長 2014年４月　ＳＯＭＰＯビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長 2018年４月　同社 取締役会長 2019年３月　退任 現在に至る	０株
	《社外監査役候補者とした理由》 損害保険ジャパン日本興亜株式会社等での経歴により、客観的な監査の目で社外監査役の役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

（注）1. 候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 坂本淳一氏は社外監査役候補者です。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当行は同氏を、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外監査役との責任限定契約について
本議案において坂本淳一氏の選任が承認可決された場合、当行は同氏との間で、当行定款の規定に基づき、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任について、賠償責任の限度額を法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
米倉 偉之（よねくら ひでゆき） （1952年６月４日生）	1984年 ４月　弁護士登録 1984年 ４月　杉本・柳川・奥山法律事務所（現在は、東京丸の内法律事務所）入所 現在に至る	０株
《社外監査役の補欠として選任する理由》 米倉偉之氏につきましては、長年の弁護士として培われた法律知識を監査役に就任された場合に当行の監査体制に活かしていただくため、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。		

（注）１. 補欠監査役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
２. 米倉偉之氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。
３. 米倉偉之氏が監査役に就任した場合、当行は同氏との間で、当行定款の規定に基づき、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任について、賠償責任の限度額を法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
４. 米倉偉之氏が監査役に就任した場合、当行は同氏を、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

第５号議案　新株予約権の総数の変更の件

当行は、2014年６月27日開催の第92回定時株主総会において、取締役の業績および企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を従来以上に高めるため、株式報酬型ストックオプションを導入し、これに基づき取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権を年額30百万円以内の範囲とし、かつ各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の総数の上限を600個とすることについてご承認いただき今日に至っております。

今般、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時から取締役が６名（うち社外取締役は２名）から８名（うち社外取締役は３名）に増員となることに伴い、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬の年額はそのまま据え置きとし、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の総数の上限を「750個」に改定いたしたいと存じます。」

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場のご案内

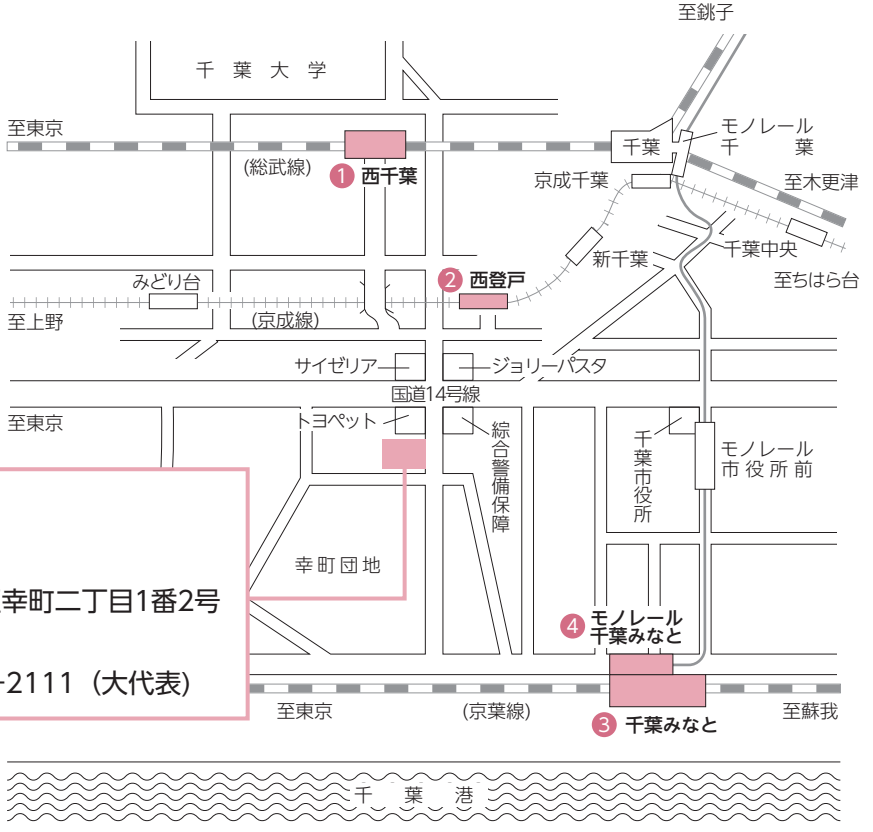

本店

所在地
千葉市美浜区幸町二丁目1番2号

電話
(043) 243−2111（大代表）

1	総武線	西千葉駅から	徒歩約11分	約 900m
2	京成線	西登戸駅から	徒歩約 8 分	約 700m
3	京葉線	千葉みなと駅から	徒歩約15分	約1,200m
4	モノレール	千葉みなと駅から	徒歩約15分	約1,200m

本店

お願い
駐車場スペースに限りがございますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申しあげます。